

## 浜松市DV相談ネットワーク連絡会設置要綱

### (趣旨)

第1条 配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力(以下「DV」という。)を防止し被害者の保護をするため、行政機関及び民間支援団体を含む各関係機関等が相互に連携を図り、共通認識を持ち、被害者の適切な支援等を行うことを目的として浜松市DV相談ネットワーク連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DVに関わる関係機関相互の連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) DVに関する課題解決に向けての検討に関すること。
- (3) その他DV防止に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会は、別表1に掲げる機関において選出された者をもって組織する。

- 2 連絡会には会長を置く。
- 3 会長は、子育て支援課長をもって充てる。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

### (守秘義務)

第4条 連絡会の委員または委員であった者は、連絡会で知り得た個人情報を職務以外で漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

### (会議)

第5条 連絡会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 連絡会の事務局は子育て支援課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、委員が協議し別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年6月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

浜松市DV相談ネットワーク連絡会

別表1 (第3条関係)

機 関 名	
構 成 機 関	浜松中央警察署 生活安全課
	浜松東警察署 生活安全課
	浜松西警察署 生活安全課
	浜北警察署 生活安全課
	天竜警察署 刑事生活安全課
	細江警察署 生活安全課
	静岡地方法務局 浜松支局
	浜松市人権擁護委員連絡協議会
	浜松市民生委員児童委員協議会
	日本司法支援センター静岡地方事務所浜松支部
	母子生活支援施設
	NPO法人浜松男女共同参画推進協会
	NPO法人浜松カウンセリングセンター
	S & S ネットワーク
	西部健康福祉センター 福祉課
	企画調整部 国際課
	市民部 UD・男女共同参画課
	健康福祉部 福祉総務課(人権啓発センター)
	健康福祉部 障害保健福祉課
	健康福祉部 高齢者福祉課
	健康福祉部 精神保健福祉センター
	健康福祉部 健康増進課
こども家庭部 児童相談所	
各区社会福祉課	
事 務 局	こども家庭部 子育て支援課

オブザーバーとして参加：静岡地方裁判所